

申告あれこれ

所得税・町県民税の申告受付が始まります

■平成21年分所得税の確定申告■

平成21年分の申告期間は、**2月16日(火)から3月15日(月)**までです。

なお、申告書の作成指導と受付は、土・日を除く午前9時から午後5時までとなります。

※申告書は、「所得税の確定申告の手引き」などを参考に、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」などから作成し、早めに提出しましょう(郵送可)。

※申告書の作成・提出は、さらに便利で使いやすくなったイータックス(国税電子申告・納税システム)をお勧めします。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

※給与所得者などの還付申告は、2月15日(月)以前でも提出できます。還付金の受け取りは、銀行などの預貯金口座への振込が便利です。

※新型インフルエンザへの対応として、申告書作成会場では職員がマスクを着用する場合があります。皆さまのご理解をお願いいたします。また、お越しの際には感染予防へのご協力をお願いいたします。

なお、申告書は、郵便・信書便またはイータックスによっても提出可能です。

お問合せ 五所川原税務署 ☎34-3136

農業・漁業を営んでいる方へ

平成21年分の確定申告から、「農業用の機械及び装置等」「漁業・水産養殖業用の機械及び装置等」の耐用年数が変わります。

●「農業用機械及び装置等」

「農業用設備」として統一され、耐用年数は7年になります。

●「漁業・水産養殖業用の機械及び装置等」

「水産養殖業用設備」と「漁業用設備」に整理され、耐用年数は5年になります。

※一部のもは、違う耐用年数に定められているものもあります。くわしくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)か、役場税務課までお問合せください。

- ① 代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険被保険者証など)
- ② 本人の印鑑(法人の場合は代表者印)及び代理人の認印
- ③ 本人(法人代表者)の印鑑登録証明書(申請する日から3か月以内に発行されたもの)
- ④ 委任状(申請書の「委任に関する事項」欄を使用できます)
- ⑤ 青森県収入証紙(一部につき400円)

お問合せ先 西北地域県民局県税部
納税管理課 ☎(34)2111(内線205)

こんなときにも
申告が必要です

個人から財産をもらったときは贈与税、土地・家屋・株式などの資産を譲渡し利益が発生したときには所得税の申告が必要となります。

これらを申告するための申告書等の用紙は、税務署の窓口に備けておりますが、ご自宅や事務所のパソコンでインターネットをご利用であれば、国税庁ホームページの「申告・納税手続」の「確定申告

等情報」から申告書用紙を印刷することができます。

そのほか、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力することにより、贈与税または所得税の申告書が自動計算で作成でき、印刷すれば、そのまま税務署に提出することができます。

また所得税のデータは、電子申告(e-Tax)送信用のデータとして利用することができますので、ぜひご利用ください。

国民年金保険料の免除には「町・県民税の申告」が必要です

失業や経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、「保険料免除制度」、「学生納付特例制度」がありますが、「町・県民税の申告」をしていないとこれら制度の適用を受けることができません。必ず申告を済ませてから申請してください。

代理人による県税納税証明書(自動車税以外)の交付申請について

納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものですので、窓口においていただいた方の確認等を厳格に行っています。代理人(法人の場合は代表者以外)の方が申請される場合は、次のものが必要となります。

- ① 代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険被保険者証など)
- ② 本人の印鑑(法人の場合は代表者印)及び代理人の認印
- ③ 本人(法人代表者)の印鑑登録証明書(申請する日から3か月以内に発行されたもの)
- ④ 委任状(申請書の「委任に関する事項」欄を使用できます)
- ⑤ 青森県収入証紙(一部につき400円)

お問合せ先 西北地域県民局県税部
納税管理課 ☎(34)2111(内線205)

